

令和7年度 第2回千代田区男女共同参画センター運営協議会

議事要旨録

〈日 時〉 令和7年12月16日(火) 18:30~20:00

〈場 所〉 千代田区役所10階 男女共同参画センターMIW 交流サロン

〈出席者〉 委員：牛山会長、佐野副会長、中城委員、木曾委員、我孫子委員
事務局：国際平和・男女平等人権課

男女共同参画センターMIW

〈配布資料〉

資料1 令和7年度千代田区男女共同参画センター運営協議会委員名簿

資料2 千代田区男女共同参画センター運営協議会の役割と今後の予定
(千代田区男女共同参画センター運営協議会設置要綱)

資料3-1 令和7年度事業進捗報告

資料3-2 令和7年度事業進計画一覧

資料4-1 令和8年度 MIW 開館時間の変更について

資料4-2 令和8年度事業計画の検討 【本協議会限り・非公開】

参考資料① 都内男女センター事業状況について

参考資料② 令和7年度 MIW 講座利用者アンケート集計結果(一部抜粋)

〈議題及び質疑・応答、ご意見など〉

1 運営協議会の役割と今後の予定について…資料2のとおり

【事務局より：「千代田区男女共同参画センター運営協議会設置要綱」改正(案)について】

- ・第1条の規定で、現行は『センター事業の企画及び運営等に関する協議の場として「千代田区男女共同参画センター運営協議会」を設置する。』とあるが、『協議』という文言を『意見聴取』に改正したく、委員からご意見を伺いたい。
- ・運営協議会ではこれまで、委員からの意見を区と事業者の定例会で検討し、事業に反映してきたが、実際の運営は、意思決定の「協議」ではなく事業報告に対する意見聴取が中心であった。現行の開催実態に合わせ、本協議会を「センター事業の企画・運営等に関する意見聴取の場」と位置付けるよう設置要綱を改正したい。

→委員からの意見なし

【事務局より：第2回運営協議会の開催時期について】

- ・第1回運営協議会では、第2回開催時期を『2月頃を予定』と案内していたが、委員意見を次年度事業計画に反映したく、開催を12月に前倒して開催する。

→委員からの意見なし

2 令和7年度事業進捗報告…資料3のとおり

【男女共同参画センターより報告】

- 来年度から共同親権が始まるが、ひとり親の方からの相談や離婚前後の法律相談を受けるのは、MIWとは別の機関になるのか。

→MIWの一般相談や法律相談でも、ひとり親の方からの相談や離婚に関する相談も受けている。MIW相談室はコーディネーター機能も有しているため、相談員が相談を受けた結果、他専門機関との連携が必要であると判断した場合、区の児童・家庭支援センターへの連絡調整、民間の弁護士に関する情報提供を行う等の対応を行っている。

●区内大学との出前講座の連携はどのように行っているのか。

→基本的に学校側からの依頼を受けて行っているが、依頼がない場合はMIWから大学側に実施を打診することもある。MIWは若年層の方の利用率が低い傾向があるので、これまでMIWを知らない若年層に出前講座を通じて知ってほしいという狙いがある。出前講座のテーマは実施先の学校の要望に沿って組むことが多く、今年度については大学側の要望でデジタル性暴力被害の支援者（NPO法人）の方に登壇いただいた。

●区内大学の学生相談室との連携はどのように行っているのか。

→MIW相談室は在学者の方も利用可能であり、大学の学生相談室が受ける相談の中にデートDVや性暴力といったMIW相談室と共有できるものがないか伺う形で連携が始まった。大学の学生相談室はコーディネーター機能を有しない場合が多く、コーディネーター機能を有するMIWとして他機関の支援先の紹介などの形で連携できる場合がある。

●大学の学生相談室から紹介されるケースでは、どういった相談内容が多いのか。

→様々ではあるが、性暴力被害や家庭内暴力などのケースもある。MIW相談室としては、家族問題やDV被害についての相談が多い傾向がある。

●区の自殺対策はどこの担当となるのか。最近、若年女性の自殺件数が増えているというが、MIWとして何か対応しているのか。

→区の自殺対策の所管課は保健所になるが、MIWとしても昨年度から保健所との共催事業として若年女性の自殺対策に係る講座を実施している。MIW相談室でも、希死念慮がある相談者がいた場合は、保健所と連携し、対応を行っている。

●資料3-1記載の「初回利用率」はどのように算定しているのか。

→講座等実施後に参加者に対してアンケートを実施しており、アンケート回答者のうち、「(MIWを)初めて利用した」と回答した方の割合で算出している。中にはアンケートにご協力いただけない方もいるため、ほとんどの場合は全参加者よりもアンケート回答者が少なくなる。

●講座等の場合で、定員を上回る申込みがあった場合はどうしているのか。

→対面講座の場合、内容や会場の都合上、先着順でお断りする場合もある。オンライン講座の場合、定員は基本80名としているが、申込が多かった場合は定員を超えて受講いただいたこともある。

3 令和8年度事業計画について…資料4のとおり

【事務局より：令和8年度MIW開館時間の変更について】

- ・令和8年4月からMIWの平日の開館時間を午後9時から午後8時へ前倒しする方針とした。制度改正への対応や昼間事業の強化、資源の有効活用が目的である。このことについて、委員からご意見を伺いたい。
- ・令和7年8月～11月に実施した夜間利用調査では午後8時以降の利用は少なく、影響は軽微と見込まれる。夜間利用者としては自主学習等での利用が多い。
- ・令和8年1月以降に利用者等へ周知を行い、4月から新時間を適用する予定である。

- ・なお、講座の実施時間は現行（オンライン講座の場合：午後7時から午後8時半まで）から変える予定はない。交流サロンの一般利用は午後8時で閉めるが、講座は午後8時半まで実施するような運用となる。
- 利用者からの意見聴取は行ったのか。
→利用者から開館時間変更に係るアンケート等は実施していないが、変更後も利用者から要望等伺いながら適時見直しを図っていきたいと考えている。
- 開館後すぐの時間帯（朝）の利用者はいるのか。
→同フロアの千代田図書館の開館時間がMIWより1時間遅い午前10時からのため、それまでの居場所として交流サロンを利用される方は多い。主に新聞閲覧目的での利用が多い。
- 開館時間変更後も、利用者がこのことについて意見を言えるようなアンケート箱を施設内に設置をしてほしい。
→利用者アンケートは年1回程度実施を検討しているため、意見の把握に努めたい。
- 働き盛りの女性が仕事終わりに利用するのであれば、閉館時間が午後8時になるのは早すぎる気もする。実態としてそういう方の利用がないのであれば問題にする必要はないのかもしれないが、例えば、若年女性の自殺が増えていることを受け、交流サロンを使った夜間の居場所づくり事業など実施するのはいかがか。
→検討させていただきたい。
- 開館時間が1時間前倒しされることにより、センター職員の勤怠への影響はどうなるのか。単純に勤務時間が1時間短くなるだけであれば、昼間事業に注力する形にはならないのではないか。
→常勤職員の勤務時間そのものは変わらないため、勤怠上の影響としては「遅番勤務の出勤時刻が1時間早まる」ことになる。閉館時間の前倒しにより、昼間に配置できる職員数が増えるため、地域施設への訪問や関係機関との調整など、昼間に必要な業務により多くの人員を充てることが可能になる。その結果として、昼間事業に注力できる体制が強化されることになる。

【男女共同参画センターより：令和8年度事業計画の検討】

- ・令和8年度は、今年度以上に地域展開や他機関との連携事業を積極的に実施していきたいと考えている。
- 府内の連携調整は積極的に行っていただき、企画案の実現可能性を高めてもらいたい。
- 講座の実施場所について府外での実施も検討するのであれば、すでに店舗等の候補はあるのか
→予算確定後に調整する形になるため現在も検討中だが、施設の規模や機材設置（スクリーン等）状況等の調整が必要と考えている。
- 企業との連携も検討してほしい。企業側としても育児や介護分野に関心が高いと思う。またLGBTQの方への支援等に関しても企業の人事担当者からの需要があるのでないか。
→検討させていただきたい。現在、MIW相談室で実施しているLGBTQ相談に関しては、支援者の立場で企業の人事担当者からの相談も受けているため、当該相談事業についても周知していければと考えている。
- 学校との連携については、PTA（保護者側）に呼びかけるのも効果的ではないか。社会貢献意識の高い企業も区内には多く存在すると思うので、ぜひ連携していただきたい。
→検討させていただきたい。

- 公式 YouTube の登録者数が伸び悩んでいるとのことだが、他の SNS 媒体で目につく位置にリンクを貼るなど地道な取り組みが求められていると思う。
→検討させていただきたい。

4 その他

- MIW 登録団体間の交流の機会をもっと設けてほしい。MIW 登録団体の活動内容は多岐にわたるが、他団体同士の交流による相乗効果も期待できると感じる。
→登録団体間の交流の機会としては MIW 祭りが挙げられるが、準備会等を通じて団体同士の更なる交流が生まれるように事務局としても努めたい。
- ジェンダー関連の活動を行う団体に向けた補助金等の支援制度があるのであれば教えてほしい。
→区独自の『男女共同参画社会推進事業補助要綱』というものがあるため、別途ご案内させていただきたい。

(事務局より)

- ・区公式LINEセグメント情報の変更について
- ・MIW通信第58号への運営協議会委員コメントの寄稿のお願いについて